○東温市文化芸術・スポーツ表彰規程

|  |
| --- |
| (平成28年9月26日教育委員会告示第3号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 令和2年1月29日教育委員会告示第1号 |

 |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この告示は、文化芸術及びスポーツの分野において活躍した者に対し表彰することにより、一層の躍進を期待し、もって東温市における文化芸術及びスポーツの振興発展に資することを目的とする。

(表彰の名称)

第2条　表彰の名称は、「きらめき東温大賞」とする。

(表彰の対象)

第3条　表彰の対象は、次のいずれかに該当する者のうち、別表に定める基準に該当するものとする。

(1)　個人及び国、県、学校等で編成する団体の一員にあっては、東温市に居住している者若しくは居住していた者又は東温市に通勤・通学している者並びに市内に活動の拠点を置く者

(2)　団体にあっては、市内に活動の拠点を置く団体

2　前項の規定にかかわらず、市長が表彰することが適当であると認めたときは、この限りではない。

(欠格事項)

第4条　表彰対象者（以下「対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1)　刑事事件に関し、現に起訴中の者又は刑に処せられた者である場合

(2)　この表彰の趣旨に反すると認められる場合

(3)　その他市長がきらめき東温大賞を与えることを不適当と認める場合

(被表彰者の推薦)

第5条　学校長等又は団体の代表者は、推薦書（様式第1号・様式第2号）により、対象者を推薦することができる。

2　前項の規定にかかわらず、特に表彰する必要があると認められる場合は、教育委員会内の当該対象者に関係する所属長が推薦することができる。

(表彰の審査)

第6条　前条による推薦書を審査するため、教育委員会に表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、教育長、教育委員会事務局長及び学校教育課長により構成する。

3　審査会は、必要に応じて関係する職員を出席させることができる。

(被表彰者の決定)

第7条　被表彰者は、前条に規定する審査会の結果に基づき、市長が決定する。

(表彰の方法)

第8条　表彰は、表彰状に記念品を添えて、その功績をたたえる。

(表彰の期日)

第9条　表彰の期日は、市長が必要に応じて定める。

(庶務)

第10条　審査会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年9月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附　則(令和2年1月29日教育委員会告示第1号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、令和2年1月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

表彰基準

|  |  |
| --- | --- |
| 部門 | 内容 |
| 文化芸術部門 | ①　全国大会又はこれに準ずる大会・コンクールで、上位入賞（2位、3位相当）②　愛媛県大会、四国大会及びこれに準ずる大会・コンクールで優秀な成績（1位相当） |
| スポーツ部門 | ①　全国大会又はこれに準ずる大会で、上位入賞（2位、3位相当）②　愛媛県大会、四国大会及びこれに準ずる大会で優秀な成績（1位相当） |

様式第1号(第5条関係)

きらめき東温大賞推薦書（個人）

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

きらめき東温大賞推薦書（団体）

[別紙参照]